

野川自然の会規約

平成19年1月22日 制定
平成19年7月10日 改定
平成24年5月16日 改定
平成29年5月 8日 改定
平成30年5月14日 改定
令和 3年5月20日 改定

第1条（名称及び所在地）

野川自然の会（以下、当会という）とする。

2 会の住所は会長宅とする。

3 連絡先は東京都北多摩南部建設事務所工事第二課とする。

〒183-0006 東京都府中市緑町1-27-1 電話 042-330-1848

第2条（目的）

当会は、野川第一・第二調節池地区自然再生事業に関して、事業実施者、関係自治体ならびに市民、企業・法人、教育機関などと協力し、対象地区における環境整備、維持管理などの実践的活動を行い、豊かな自然とふれあいの場を創り育むことを目的とする。

第3条（活動）

当会は、前条の目的を達成するため、野川第一・第二調節池地区自然再生協議会が策定した「野川第一・第二調節池地区自然再生全体構想」および事業実施者が策定した「野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書」に基づき、市民参加により次の活動を行う。

- (1) 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会および事業実施者との協議、協働
- (2) 環境整備（池、湿地、田んぼ、水路などの環境整備）
- (3) 維持管理（取水施設、池、湿地、田んぼ、水路などの維持管理）
- (4) モニタリング（環境や生きものの調査）
- (5) ふれあい活動（環境学習など）の推進
- (6) その他、当会の目的を達成するために必要な活動

第4条（会員）

当会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当会の目的に賛同して入会した個人、市民団体、企業・法人等。
- (2) 賛助会員 当会の目的に賛同し賛助するために入会した個人、市民団体、企業・法人等。

第5条（会費）

当会の会員は、次に掲げる区分に応じて年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 大人 1,000円、大学生 500円、高校生以下 免除
- (2) 団体会員（市民団体） 1,000円
- (3) 賛助会員（企業・法人等、個人） 一口1,000円

第6条（資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会または死亡したとき。
- (2) 当会にとって不利益な行為をしたなどの理由をもって、総会で除名されたとき。
- (3) 会費納入の意志が示されず、一年経過したとき。

第7条（役員）

当会には、代表（1人）、副代表（2人以内）、会計（2人以内）、監査役（2人以内）の役員を置く。

- 2 役員は、正会員の中から互選する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条（事務局）

当会には、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長および事務局員で構成する。

第9条(会議)

当会の会議は、総会、運営会および全体会とする。

- 2 総会は、原則として年1回開催し、その他の会議は必要に応じて開催する。
- 3 総会は、役員選出、規約改正、予算の議決及び決算の認定など、重要事項を審議する。
- 4 運営会は、役員、事務局長、および希望する正会員により構成される。
- 5 運営会は、当会の運営方針等を討議し、総会または全体会に諮って会務を執行する。
- 6 全体会に諮ることのできない緊急の事項については、運営会で決定し、速やかに全体会に報告する。
- 7 全体会は、運営会から提出された事項や具体的な活動内容などについて討議し、決定する。
- 8 会議の議決は、会議出席者の多数決によるものとする。ただし、団体会員の議決権は、団体を代表するもの1名とし、賛助会員及び非会員は議決に加われないこととする。
- 9 会議は、原則として全て公開とし、だれもが参加および発言できるものとする。
- 10 総会において、会員本人が出席できないときは、書面若しくは電磁的方法（電子メール等）により、又は正会員である代理人に委任することにより議決権を行使することができる。

第10条(活動組織)

第3条に係る活動を行う組織は、別に定める。

第11条(事業年度)

当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。